

令和3年度採用試験問題

【憲法】

衆議院議員の選挙制度については、平成6年、政党の果たしている国政上の重要な役割に鑑み、選挙制度を「政策本位」、「政党本位」のものとするべく、従来の中選挙区制に代えて、現行の小選挙区比例代表並立制が導入された。

この制度の下で、比例代表により選出された議員が、選出後に党籍を離脱したり、移動した場合については、制度導入当初から、議員の地位を失わせるべきとの議論があった一方で、法律で議員の地位の喪失まで定めることについては、憲法第43条第1項との関係で慎重であるべきとの意見もあった。

しかしながら、その後、比例代表で当選した議員が、当選直後に離党し、後に別の政党に入党するようなケースについて、背信行為であるとの世論の批判が相次いだこともあり、平成12年の国会法改正により、同法第109条の2の規定が置かれ、当該議員が当選した選挙の同一比例ブロックで名簿を届け出ている他の政党に移動した場合は、議員の地位を失う旨定められるに至った。

上記の国会法改正に当たり、平成12年当時の立法者は、どのような憲法上の問題点について、どのような議論を行って、この規定の立案に至ったと考えるか。憲法及び衆議院議員の選挙制度における政党の位置付けをも踏まえて論じなさい。

<参照条文>

(以下の各規定の文言は、出題の趣旨を踏まえて適宜簡略化している。)

○ 国会法（昭和22年法律第79号）

第109条の2 衆議院の比例代表選出議員が、議員となつた日以後において、当該議員が衆議院名簿登載者であつた衆議院名簿届出政党等以外の政党その他の政治団体で、当該議員が選出された選挙における衆議院名簿届出政党等であるものに所属する者となつたときは、退職者となる。

② （略）

○ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）

（投票の記載事項及び投票^{かん}函）

第46条 （略）

2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投票用紙に一の衆議院名簿届出政党等の名称又は略称を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

3・4 （略）

（衆議院比例代表選出議員の選挙における名簿による立候補の届出等）

第86条の2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、次の各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体は、当該政党その他の政治団体の名称（一の略称を含む。）並びにその所属する者の氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位を記載した文書（以下「衆議院名簿」という。）を当該選挙長に届け出ることにより、その衆議院名簿に記載されている者（以下「衆議院名簿登載者」という。）を当該選挙における候補者とすることができる。

一～三 （略）

2～14 （略）

（注）上記の各規定における用語の意義は次のとおり。

- ・衆議院名簿届出政党等…衆議院の比例代表選出議員の選挙において衆議院名簿を届け出た政党その他の政治団体
- ・衆議院名簿登載者…当該衆議院名簿に記載されている者